

I 利 用 者 の た め に

1 調査の目的

2015年農林業センサス（以下「調査」という。）は、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としています。

2 調査の対象

規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象としました。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施しました。

4 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施しました。

5 数値について

- (1) この報告書は、「2015年農林業センサス」のうち、農林業経営体調査の山形県分を「平成27年山形県の農業」としてまとめたものから更に詳細な審査を行って2次集計した結果です。
- (2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおりです。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）
 - 「—」・・・事実のないもの
 - 「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「△」・・・負数又は減少したもの。
 - 「X」・・・秘密保護の観点から公表しないもの

6 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- ①露地野菜作付面積 15 a
- ②施設野菜栽培面積 350 m²
- ③果樹栽培面積 10 a
- ④露地花き栽培面積 10 a
- ⑤施設花き栽培面積 250 m²
- ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧豚飼養頭数 15 頭
- ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪その他

調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前 5 年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
組織経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

（２）組織形態別

法人化している （法人経営体）	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 （一戸一法人は含まれる。）
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会 社	以下に該当するものをいう。
株 式 会 社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相 互 会 社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各 種 団 体	以下に該当するものをいう。
農 協	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森 林 組 合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合

その他の法人

や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

地方公共団体・
財 産 区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

（3）農業経営組織別

単 一 経 営

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複 合 経 営

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

（4）農業生産関連事業

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。

貸 農 園・ 体 験 農 園 等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等に非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観 光 農 園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を鑑賞させて代金を得ている事業をいう。
農 家 民 宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。

（５）土 地

経 営 耕 地	調査日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
---------	---

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

※経営耕地の取り扱い方

- ①他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃貸借契約によるものも、借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- ②請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- ③耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に

委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

- ④委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代り予め決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- ⑤調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- ⑥共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- ⑦協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- ⑧他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

※耕地の取り扱い方

- ①耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- ②災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- ③新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付していなければ耕地とはしなかった。
- ④宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- ⑤ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- ⑥普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

	なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。 ⑦堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。 ⑧植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。 ⑨肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）
田	耕地のうち水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 水をたたえるということは、人口かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。 (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の本木性周年作物を栽培している耕地は田とせず、樹園地とした。 また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
稲を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稲は除いた。
二毛作した田	稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田のことをいう。 また、裏作として青刈り飼料作物等を栽培した田及び裏作の作付後、収穫できなかった場合もここに含めた。
稲以外の作物 だけを作った田	過去1年間に水稻以外の作物だけを作った田のことをいう。
何 も 作らなかった田	災害や労力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する考えのある田のことをいう。 ここ数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地は耕作放棄地として、ここに含まない。

畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通畑	畑のうち、牧草専用地を除くすべてのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。 また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。
飼料用作物だけを作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 牧草と輪作している畑はここに含めた。 牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。
牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 （１）牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 （２）草地造成により造成した牧草地をここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
何年も作らなかった畑	災害や労力などの理由で、過去１年間全く作付しなかったが、ここ数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのある畑をいう。 ここ数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地は耕作放棄地として、ここに含まない。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが１a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを５年以上栽培している土地もここに含めた。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付（栽培）せず、この数年の間に再び作付（栽培）する意思のない土地をいう。

(6) 農業用機械

現在所有している機械をいう。

(7) 農作物

販売目的の作物

販売を目的で作付（栽培）した作物であり、自給用のみで作付（栽培）した場合は含めない。
また、販売目的で作付（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。

(8) 家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。
なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めず肉用牛に含めた。

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。
乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用牛のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

肥育中の牛

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している牛をいう。

売る予定の子牛

自ら生産した子牛及び外から購入した子牛で、子牛のまま又は数か月間飼育（育成）してから肥育もと牛として販売する予定で飼養している牛をいう。

豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。
種鶏やブロイラー、愛がん用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。
なお、廃鶏も調査日現在まだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用

として出荷した鶏をいう。
肉用種、卵用種は問わない。

(9) 農 家 等

農 家	経営耕地面積が 10a 以上又は調査期日前 1 年間ににおけるの農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。
販 売 農 家	経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5a 以上所有している世帯をいう。

(10) 主 副 業 別

主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に 自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世 帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前 1 年間に農業に 150 日以上従事した者をいう。

(11) 専 兼 業 別

専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

兼 業 従 事 者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

(12) 農 業 労 働 力

経 営 者	農業経営に責任を持つ者をいい、日常の管理運営全般を主催する者をいう。
経営方針の決定 参画者（経営者を 除く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 ・生産品目や飼養する畜種の選定・規模 ・出荷先 ・資金調達 ・機械・施設等への投資 ・農地借入 ・農作業委託（請負） ・雇用及びその管理
雇 用 者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
常 雇 い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨 時 雇 い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。
世 帯 員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。

農 業 従 事 者

また、住込みの雇人も除く。

15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。

農 業 就 業 人 口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

農 業 後 継 者

15 歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。

基 幹 的 農 業
従 事 者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

（参考）概念図

区分			仕事への従事状況				
			農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
				農業従事日数が多 い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの主な状態	仕事 が主	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業従事者		
		主に他に勤務	農業就業人口				
		主に農業以外の自営業					
	家事・育児						
	学生（研修を含む）						
	上記以外						

（13） 林 業

所 有 山 林

世帯又は組織が実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。実際に所有している山林をいう。

貸 付 山 林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地をいう。

借 入 山 林

山林として使用する目的で世帯又は組織が単独で借りている土地をいう。

保 有 山 林	保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
素 材 生 産 量	素材とは「丸太」のことをさし、原木ともいう。 一般的には立方メートル（m³）の単位で表示される。 なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。
植 林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子の播き付け、挿し木などをすることをいう。
下 刈 り な ど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間 伐	材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することという。
主 伐	一定の林齢に育成した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分け抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。 また、被害木の伐採は含まない。

7 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体としてカウントしていた（複数の経営を有する世帯数は、2005年で290世帯、2010年で269世帯。）が、2015農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。